

平成6年予算特別委員会（第3日）3月18日

鈴木委員 平成6年度の一般会計予算につきまして御質問申し上げたいと思います。

人事採用についての質問でございます。平成6年度に新しい人事採用があるわけですが、せんだっての2月1日の『広報ひらかた』に市職員の求人の案内が出ておりました。御紹介申し上げますと、運転手の職員の求人の案内でございます。この中に資格といたしまして、普通運転免許を有する人、過去2年以上の運転経験と平成4年2月1日から無事故無違反で、昭和35年4月2日から51年4月1日生まれの高卒までの人というふうに案内があります。私、ここでお尋ねしたいのは、運転手さんの採用で高等学校卒業までという明示があるということ、このことについてどういう意味なのか、お尋ねいたしたいと思います。

小川総務部長 お答えいたします。運転手として限っているわけではございませんが、一応現業部門に従事していただく職員の採用は高卒までという形を従来からもとっておりますし、そのような基準で高卒までといたしております。

鈴木委員 人権としての視点から考えますと、運転手の人が高卒まででええという、そういうような条件付けというのは、1つは人権的な問題にも含まれてくるのではないかと思うわけです。特に、最近では京都のある大手のタクシー会社でも4大卒の人が正々堂々と公募されて、採用されるという時代でありますし、これから見ますと枚方市の運転手さんは、要するに高卒までという、何か運転手さんそのものが立場の低い仕事であるというような印象を受けると思うんです。これについて御答弁願いたいと思います。

小川総務部長 お答えいたします。試験の中では非現業と現業職員とありまして、その中で高卒までといえますのは、学科試験がございますので、従来からもそうでございますが、学科試験を受けられる方には中学卒業なさった方からもらっちゃいますし、懸け離れた学力のペーパーテストの中での差といえますが、そういう点は好ましくないという形から、そういう方法で判断をして高卒までといたしております。

鈴木委員 普通はこういうケースの場合は、中卒以上とか高卒以上とかという明記が標準だと思うんです。までというところええ方はやはり現在枚方市役所でも多くの現業の運転手さんがおられるわけですから、何か自分たちは低いような、そういうような印象を受けるわけです。ですから、ここにつきましては、もう一度見直すことが必要だと思うんですけれども。

実は、せんだっての2月14日の実施の分で、あるH君ですけれども、30歳の方です。手紙が来まして、先日枚方市職員の採用があるということを知って、市役所の方に願書を出しに行きました。そのときに市の職員の方から次のような話がありました。あなたは受験資格に合っていないからだめだというものでありました。私はなぜかと尋ねますと、高卒までとなっていたと。あなたはコンピューター学校を出ているから大卒と同じなのでということできなかつた。このH君は、私が理解に苦しむのは、運転手及び葬儀兼運転手はなぜ高卒までなのかということ。これでは運転手は高卒でいいねんという考えが枚方市にあるのではないかと。こういうような手紙が来まして、私も気が付きませんで、一般の人から見ますと、やはり運転手というのは枚方市においては、何か職業的に低いような印象を与えるということは、他市の人から見ても、大変奇異に感じておるのではないかとと思うわけですけれども、この辺の見直しについては、どういうふうに思われるか、お答え願いたいと思います。

小川総務部長 お答えいたします。学力だけによって、また学校を卒業したという感覚だけで上下を我々は考えておるわけではございません。先ほども申し上げましたように、現業職につきましては、別にことしだけではございませんが、そういう形で競争の場ということで、広く判断いたしました場合、やっぱり大卒の方には受けてもらう場所もたくさんあるわけでございますので、そういう意味での区分けをしてきたということでございますので、これに対して見直しというお話でございますが、従来からの経過もございますし、他市においてもこういう形が大半ではないかと。ある市においては、高卒以上というような判断をしているような一般職、非現業も入れまして、そういうところもございますが、今日までこういう形をとっておりますので、御指摘がございましたので、1つの御意見として十分中で議論してみたいと思います。

鈴木委員 重ねて申し上げたいんですけども、2月20日にこのH君は人事課のカウンターで最後に職員の方が言われた言葉にこういう言葉がありました。「運転手は高校出たての若い元気なのがいいねん」というふうに言われたと。こういうことを言われて大変ショックを受けて帰られたということがありまして、実際、人事課ではそういうようなカウンターで対応をされているのか、お尋ねしたいと思います。

小川総務部長 委員御指摘のように職員が言ったということでありましたら、十分これは注意をするべきだと思いますが、私上司の立場といたしましても、運転手は若いのがいいんだとか、そういうようなことを言ったということは本当に信じがたいんですが、十分職員、関係者も知っていますので、中で話を聞いてみたいと思います。

鈴木委員 採用のそういうような要綱の言葉というより、むしろ人事課にそういうような空気があるのではないかと僕は思うわけです。

もう一つ、観点を変えまして、同じこれは2月1日に広報に載りました人事採用につきまして、2月14日と15日にこの運転手さんの採用試験がありました。これには時間がかかるとお思いますので、私の方から言いますけれども、9の方が受験なさったんですね。これは間違いないですね。

小川総務部長 そのとおりでございます。

鈴木委員 通常、枚方市が職員を採用する場合は、筆記試験とこの場合は運転手さんということですから、実地試験があるわけで、当然それまでに適性検査ということもありますけれども、3つの試験があります。地方公務員法第19条第1項に平等公開の原則というのがあります。御存じだと思いますけれども、参考までに申し上げたいんですが、今回はこれに当たるわけで、競争試験は人事委員会、枚方市の場合は人事委員会はないと思いますけれども、定める受験の資格を有するすべての国民に対して、平等の条件で公開されなければならないというふうに明示されています。

そこで、お尋ねしたいんですけども、この筆記試験等につきましては、当然点数が出るわけですから、公平な開示はできると思いますけれども、問題は今回のこの2月15日になされた技能試験の在り方について、御質問いたしたいと思います。これはどのような形で、どういう基準で実地試験をなさったのか、御説明願いたしたいと思います。

前人事課長 お答えいたします。運転実技につきましては、14日の1時から第一事業所におきまして実施いたしております。この実施の方法につきましては、10分程度第一事業所を中心にその周辺を走っております。これにつきまして、試験官といたしまして2人ずつ安全運転管理者、それと副安全運転管理者が同乗しまして採点をいたしております。以上でございます。

鈴木委員 その採点の基準についての開示をこの場で求めます。

前人事課長 お答えいたします。採点の基準でございますが、道交法関係、これは一時停止等の車の運転、法律関係等のチェックでございます。それと運転操作能力、ギア、あるいはハンドルさばき等、このことにつきまして正確性あるいは注意力、適応力等を2人の試験官が見て判断いたしております。以上です。

鈴木委員 そのものにつきましては、減点法ですか。

前人事課長 減点法でございます。

鈴木委員 その減点法とおっしゃるからには、そういう基準の判定票があるはずですから、その開示を求めています。

小川総務部長 申し上げますが、今課長が申し上げましたが、道交法関係で一時停止、信号、十字路、横断歩道、運転操作能力としてギア、トップ走行、エンスト、クラッチ操作、後退についての正確性、注意力、適応力

と、こういう項目で安全運転管理者がテストいたしております。

鈴木委員 その分につきましては、9人の受験者に対して公平にそういう基準に基づいて審査をされたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

小川総務部長 安全運転管理者はずっと以前から任命している者でございますし、もちろん公平、適正にテストをしたと私は信じております。

鈴木委員 この当日の試験の状況を申し上げますと、安全管理者と副管理者がそれぞれA班、B班に分かれまして、2台が連なって、先ほどおっしゃったように第一事業所から1号線を経てシャロンの前を通って、もう一度清掃工場の方へ出て清掃工場の駐車場へ戻ってくるという、こういう形になっているわけですから、このときに途中でコースと申しますか、最後の車庫入れの段になりまして、途中で車庫入れの状況を変えたというケースがありました。このことについて、事実かどうかお尋ねしたいと思います。

小川総務部長 車庫入れの方法についてどうやったかというところまでは、現時点では私の方では把握いたしておりません。

鈴木委員 私が今質問申し上げていることは、すべて通告しているわけでございますから、このことについては質問申し上げますと言っているわけですから、知らないというのは、私にとっては心外なわけですが、戻ってくるときに、車庫入れが当初は左側の方に車庫入れをなさいました。ところが入れにくいからということで、途中で右に入れられました。なぜ変えたかといいますが、左に寄せる方が難しいんです。ですから、途中で右に変えられました。そうすると、もう一度一からやり直して、公平性からいって、同じ条件でするのが本来の試験の在り方ではないかと思えます。

それからもう1つ、先ほど採点基準のガイドラインをお示しになりましたけれども、当日の安全管理者も副管理者もそういったメモを付けずに同乗なさっております。ましてや、その中でたばこを吸いながら、今回の試験を審査した方がおられます。このことについては認識なさっていますか。

小川総務部長 報告は届いておるわけですが、その一々メモを付けておったかとか、たばこを吸っておったかとかいう点までは、私の方も関係者が同乗しておりませんので、報告書に基づいて採点をいただいておりますので、この細部にわたる内容につきましてはわかっておりません。

鈴木委員 今回のこの試験につきましては、公平性に対しては大変私は疑問があると思うんです。特に、安全管理者も副管理者も受験者に対して一方的なといいますが、雑談をしてくるというんですよ。例えば、どういう話をしたかといいますが、前にダンプカーがあれば、わしらがダンプを運転したときは、もっと難しかったんというような話をどんどん受験者にしてくるという、受験者そのものがこれが要するに市役所の試験官の姿ですかという、ましてやたばこを吸っているという話がありまして、こういったものが本当に神聖な試験官なのかと。別の方の話でございますけれども、話がありまして、名前も言ってもらっても結構ですという話が出ていますが、あえてこういう席ですから言いませんけれども、そういうような受験なされた方に誤解を招くような、またそれだけ何か先にもう既に採用が決まっているような、採点を付けるわけでもないという、終わってから、4人の方が話をしているという、そういった中で、本当に受験なされた方が真剣に自分たちの採点をしたかどうか、僕は甚だ、4人の方はどなたか知りませんが、大変疑問があるというふうに思うわけです。

私、門真の試験所の方にそういう場合のケース、技能試験について教えてもらいました。教習所の場合はいくまでも通すことが前提ですから、ある一定の技能以上の方が取りますから、そんなにふるいに掛けて落とすわけではないですけれども、採用試験の場合は9人のうち今回は1人しか採らないわけですから、一番そういった形でいい人をとるわけですから、当然はつきりするわけです。そういったことから考えますと、本当は現象判定と安全意識の観察ということで、技能検定員という、そういう訓練を受けた人が本来すべきであるということです。私、事前にお尋ねしますと、そういうような本来試験を監察する立場の検定員でもないわけでございます。その辺からしまして、大変甘い、そういうような形、甘いのはいいんですけども、市民の人が受けに来て、そういう誤解を招いていることそのものに大きな問題があると思うんです。このことについて御答弁願いたいと思います。

小川総務部長 お答えいたします。いろいろな御指摘がございましたが、まず、総じて申し上げますならば、試験官としての雑談をしたとか、たばこを吸ったとか、大変そういうことは認められる問題ではないと、その点につきましては大変申し訳ないと思いますし、また十分その当事者に対しても私の方からも今後のことに向けて十分な注意をいたしたいと思います。

ただ、安全運転管理者の採点ということにつきましては、今回このお話がございまして、一方、枚方市の一般職、運転手でない職員が公用車をその日借り出して運転する場合にもテストをいたしております。運転手でない職員の運転のための、いわゆる市の公用車の運転資格をと。その場合もそういう安全運転管理者等が対応しておりますし、もちろん職員でございます。その中でも厳しい採点がございまして、運転できる者、また落ちる者、再度受ける者というくらい厳しく対処しておりますので、安全運転管理者は今日までは私の方では十分な全面的な信頼をいたしてございましたし、技術につきましてもそのように思っております。ただ、御指摘いただきました点につきましては、反省すべき点は十分反省をし、注意はいたしたいと思います。よろしくお願ひいたしたいと思います。

鈴木委員 安全運転管理者の職務と技能検定員の立場とは違うと思うんです。特に、緊急車両の場合、例えば救急車であるとか、消防車の場合、今の場合、大阪府下なんかを見ますと、そういった各行政に検定員がおりませんので、しかるべきそういう教習所であるとか、そういう検定員の方に委託といいますか、そういった形も考えておりますし、私は市民の人から見て、本当に神聖な試験であったという、いたし方ないというふうにあればいいんですけども、今回みたいなそういった形で決められると、何か不公平な採用をしておるんじゃないかというような疑問もあるわけですから、その辺は今後採点基準といいますか、判定基準については、どこからどう見ても公平であるというふうな形の試験スタイルを心がけていただきたいというふうにご要望申し上げておきます。

次に、同じ総務費の庁舎管理経費、125ページの駐車場につきましてちょっとお尋ね申し上げたいと思います。昨年に市岡東有料駐車場ができて、大変市駅周辺の駐車難につきましては、大きな寄与をしていると思いますけれども、新たに問題になってきたのが別館の来庁者の駐車場なんです。これは土日につきましては閉庁ですから、一般に1日に300円の有料で開放しているわけで、大変に市民の方に喜んでいただいているんですが、岡東の駐車場がオープンしたことによりまして、あそこは時間借りの駐車場になっているわけで、1時間300円で以後30分ごとに200円ということで、同じ市の駐車場でありながら、別館の前に持ってくると安いというふうになりまして、少し話が金額的に市民からしますと合ってこない形がありまして、これはまた趣旨が違うので同じにするということについても難しいかと思っておりますけれども、僕が1つ問題にしたいのは、実は平日の夜の開放なんです。今工事していますからあれですけども、市民会館の大ホールを使いますと、自動的に別館の前の駐車場が無料で借りれるというシステムになっております。これはそれでいいんですけども、じゃあ土日に大ホールを利用なさる方につきましては、有料になるわけですね。こうなってくると、本来からすると、公平性からいうと少し話が合っていないのではないかと思うわけです。片一方では向こうの図書館のある方の駐車場については土日についても無料であるということ。同じ駐車場につきまして、そういうような形態の違う料金体系について、また利用体系については少しおかしいのではないかというふうに思うんですが、御説明願ひたいと思います。

小川総務部長 お答え申し上げます。この件につきましては、去る2月の総務委員会にも今後における祝日、日曜日等の庁舎前駐車場の開放につきまして、総務委員会に御提案を申し上げ、各委員さんからたくさんの意見をいただきまして、一応再検討という形でその実行を見合わせたわけがございます。その後検討いたしました経過において、いろんな経過がございましたが、これはこの場では省略いたすとして、たしか3月3日か4日だったと記憶いたしておりますが、改めまして市長から議長あてに来庁者駐車場の休日開放についてということで、当分1,000円という形で提示をいたしましたが、これにつきましては、取りやめという形で御報告もさせていただいておるような経過がございます。といいますのは、1つに大きな例でございますが、市としてこういう問題の課題に取り組んでおる時点に、本年の2月21日、総務委員会へ御提案申し上げた即、後でございます。大阪府が枚方市に対しまして、休日開放モデル事業ということを大阪府から要請を求められました。これは枚方市だけではございませんが、北河内府民センター、大和銀行、近鉄百貨店、銀行等、すべてが施設のあるところの休日のモデル開放の試行に乗ってほしいというような話が急にといいますか、舞い込んでまいっておりますので、ここからは府民センターとのかかわりもありますので、枚方市の休日開放につきましては、当分こちら

の動向も見極めていきたいということで、中断といいますが、当分最初の提案を撤回させていただいたというような形でございます。したがって、庁舎別館前の駐車場の今後の在り方につきましては、しばらく今申し上げましたような動向も踏まえながら、結論を出していきたいと、このように考えておるところでございます。

鈴木委員 続きまして、155ページの総務費ですけれども、庁舎周辺整備事業に関する経費について、お尋ねいたしたいと思います。この中の総合文化会館及び総合福祉会館検討委員につきまして、それから同じく総合文化会館及び総合福祉会館の設計競技審査委員会につきまして、検討委員会につきましては予算計上していますので、この分とあわせて審査委員会について一緒に結構ですが、御質問したいんですけれども、このメンバーにつきまして建設業者であるとか、あるいは建設業界の団体の役員の方が入っているということはあるんですか。

野津都市整備部長 お答えいたします。総合文化会館と総合福祉会館の建設に当たりましては、専門家の方々から、あるいは利用していただく方々から御提言をいただくための建設検討委員協議会、これは市民の方も入っていただきました。これを昨年の6月7日に設置いたしまして、9月30日に提言をいただきました。それに基づきまして、基本的な計画をまとめまして、昨年の12月9日に設計競技を行ったわけです。メンバーにつきましては、大阪府の建築部とも十分相談しながら、大学の教授、あるいは美術館の館長等専門家の方から選んでいただきまして、そういう業者というようなつながりは一切ございません。

鈴木委員 それは業者というと、要するに利害が入りますので、そういった趣旨につきましては検討委員会とか、審査委員会についてのメンバーには利害が絡むので、入っていないというふうに理解させてもらっているわけですね。

野津都市整備部長 そのとおりでございます。

鈴木委員 重ねて公平性からいうと、そういった方がもし入っていると、排除といいますが、ふさわしくないということでお辞めになると、こういう認識でいいわけですか。

野津都市整備部長 メンバーの選定につきましては、あらゆる角度から検討させていただきまして、そのことではないというふうに信じております。

鈴木委員 続きまして、民生費についてお尋ねいたしたいと思います。今回、敬老金の廃止によりまして、特に新しい高齢者の福祉施策についての大きな施策がたくさん出てまいりまして、特に本市の場合は、高齢者保健福祉計画の基礎調査が昨年の3月に終わりました、昨年の10月に保健福祉計画が出てまいりまして、大阪府下の市町村の福祉計画の策定を見ますと、大半が自分の市できずに、コンサルタント会社に出したというような実態がありまして、本市につきましては基礎調査から、また今回の福祉計画についても全部市でなされたという、大変私は今回のこの作業につきましては、福祉政策課の皆様方のお力ですばらしいものができたというふうに自負させていただいております。大変評価するわけでございます。

それとあわせて、ことしのこの平成6年度の新しい高齢者の福祉につきまして、老人クラブの活動助成の増額であるとか、特に日常用品給付事業が今までの負担からレンタル制度についての導入もなされたという、新しい事業でございますし、また年間10日間のショートステイ無料券を発行するという、介護者リフレッシュ事業というのも新しく作られましたし、また北部で高齢者福祉拠点施設ということで、土地を買収なさるということ、またデイサービスセンターを造るということ、それからまた民間に対する特別養護老人ホームやまたケアハウスの建設の助成ということ、また老人クラブやひとり暮らし老人会のバスの借り上げ助成を、新しく福祉バスという名のもとになされたという、大変すばらしい形だと思います。当然枚方市の方でも無料バス制度ができませんので、それに代わるような福祉バス制度というものが新しく出てまいりまして、大変評価に値する制度だと思います。また、今後の取り組みといたしまして、高齢者の配食サービスの調査であるとか、またあるいは生きがい創造学園の研究調査であるとか、また骨粗鬆症の予防事業で骨密度測定器の購入とか、大変に近年まれに見る新しい高齢者福祉の施策が次々出てまいりまして、これからの行政としての福祉のとらえ方が、枚方市が先陣を切ったような、大変私は今回の予算を見まして、福祉に本当に新しい試みをとらえた枚方市の福祉行政であるというふうに理解をさせていただき、また党といたしましても喜んでおる次第でございます。

そこで、何点かお尋ね申し上げたいと思います。先ほどの新しい施策の中で、このたび出てまいりましたのが、高齢者また重度身体障害者の住宅改造助成モデル事業というものがあります。社会福祉総務費の193ページでございます。このことにつきましては、今回新しく従来の1,000万円から1,500万円に増えたということでございますが、このことの制度につきまして、市民の方もよく理解なさってない、1軒当たり50万円の助成をするということでございますが、余り知りませんし、私どもの方でも余り細かい手順は知りませんので、簡略にこのシステムについて御説明をお願いしたいと思います。

吉村福祉保健部長 住宅改造助成事業の簡単な流れでございますが、虚弱等の方で住宅改造をすれば住宅に住み続けることができるといったような方が対象でございますが、利用される方から申し込みを受け付けまして、いつも定員オーバーするんですが、公開抽選の上、該当者に通知をいたします。それで、その後改造内容についてお聞きするとともに、相談助言を行います。基本的には御本人に業者を決めていただいて、改造に着手するわけですが、その際見積書等必要な書類を出していただく。工事がこの改造助成に適合するかどうかを審査いたしまして、それに基づいて額等を決定していくというような形でございます。その後、工事に着手され、完成いたしますと助成金請求があって、助成金を交付すると。簡単でございますが、こういうシステムでございます。

鈴木委員 その市民の方が申し込みをなさって、それを抽選で受けて、それを審査する機関はどこでやるわけですか。

吉村福祉保健部長 住宅改造助成事業検討委員会が、社会福祉協議会でこの事業全体を委託しておりますので、社協の中にその検討委員会を設置していただいております。市の方に意見書をいただく、市の方で決定をすると、そういう形でございます。

鈴木委員 検討委員会のメンバーの職種を御説明願いたいと思います。

吉村福祉保健部長 人数は13名でございます。詳細にわたりますが、福祉団体連絡会から1名、地域共同作業所連絡会から1名、ひとり暮らし老人会連絡会から1名、それから医師会、保健所、理学療法士、作業療法士、それから住宅相談協力団体の代表、社会福祉協議会の理事、リフォームチームリーダー、それからサブリーダー、さらに福祉保健部の方から2名参加しております。失礼しました。以上、12名でございます。

鈴木委員 今の検討委員会の中で、去年の場合からいきますと、前期と後期に分けて10軒、10軒だったと思いますけれども、そういう申請を受けたものをこの検討委員会で検討して、じゃあどこのお家の分を幾らの工事でやるかについては検討しているというふうに理解していいわけですね。

吉村福祉保健部長 そのとおりでございます。

鈴木委員 そうしますと、この検討委員会で年間に今回の1,500万円につきましても、どこのお家を幾らの金額でどこの人に工事をしてもらおうかということは検討委員会で決めているわけです。私はこの中に実質工事する施工業者が入っているわけです。このことについての御認識をお伺いしたいと思います。

吉村福祉保健部長 申し上げました枚方市住宅相談協力団体の代表ということについて御質問いただいておりますが、この団体は消費生活センターで所管されております住宅相談業務を受けておられる協力団体でございますが、そこに社協の方から依頼をしていると、そういうふうな状況でございます。

鈴木委員 本来、この高齢者と重度身体障害者の住宅助成につきまして、消費生活センターがかかわってくることもそのものが私も少し理解ができないことがあります。今、おっしゃったように検討委員会に業者が入っているという、大体1軒50万円の工事費が出るということ、ちょっと民生の方は置きまして、契約課の方にお尋ねしたいと思いますけれども、従前大体50万円ぐらいの建設工事についての発注については、どのような業者選定をなさっているのか、お尋ねいたしたいと思います。

増尾財務部副参事 お答えをいたします。50万円程度の場合ですと、本市の場合、130万円以下については担当課、原課の方で随意契約ができるシステムになっております。

鈴木委員 その随意契約する場合は、当然枚方市が事前に指定された指定業者といいますが、届け出をした業者に対して枚方市が発注すると、こういう形でいいわけですか。

増尾財務部副参事 はい、そのとおりでございます。

鈴木委員 じゃあもう一度民生の方に質問いたしたいと思います。先ほどおっしゃった枚方市住宅相談協力団体連合会につきまして、幾つかの業者があるはずなんですけれども、この業者につきましては、そういった枚方市の指定業者かどうかお尋ねしたいと思います。

吉村福祉保健部長 業者が本市の指定業者かどうかというようなことについては、特に承知はしておりませんが、委員お尋ねの住宅改造助成につきましては、基本的にはあくまでも改造される御本人が自ら業者を決めていただくということが基本的な筋道でございます。ただ、助成を受けられる方がひとり暮らしでございますとか、あるいは高齢者夫婦の世帯とか、障害者世帯だとかいうことで、一定期間手続の期間がございますので、その期間になかなか業者の確保ができないという、そういう方のために消費生活センターの方で相談やアドバイス等がされている協力団体と、この事業を受けていただいている社会福祉協議会が別途に協定をいたしまして、それに基づいて円滑な紹介に努めていただいていると、こういうふうな状況でございますので、基本的にはあくまで最初に申し上げましたように、御本人が決めていただくのが一番いいと、そういうことでございます。

鈴木委員 本人が決めるかどうかということをお聞きしているわけではありませんで、行政としてこの助成制度について、大きくこれから増えてくると思います。予算規模も増えてくると思いますし、私は2つの問題点があると思うんです。1つは、この12名の中でほとんど皆さん方、建設につきましては素人の方でございます。お1人だけ枚方市のOBの方が一生懸命リフォームで調査なさっています。1人の方は業者の方が入っているわけですから、基本的にはそういうようなことがあったときに、その見積もりもいろんな形もそういった方が全部仕切っているということが現実なわけございまして、私は本庁の方でのそういったたとえ10万円でも、5万円でも、3万円でもすべて登録業者に対して厳正なもとで入札制度をしたりして、公平な行政執行をしているというのが、契約課の動きなんです。ところが、今部長おっしゃいましたように、社協に任せているという、またそれも消費生活センターに登録している団体に任せているという、さすれば、本当にその見積もり金額がいいのかどうかというチェックもできないわけで、むしろこういう機構に枚方市の建設部門といいますが、例えば、今土木の中に建築課という課もありますし、教育委員会が建てる分についても専門じゃないので、そういった形を監視をしているという、これだけの大きな金額を特定の人で判断で金額も独断で決めているという、こういう実態が上がってきているわけです。これはそういった中で、きょうは私資料を出しませんけれども、目いっぱい出しているという、だれもそういった見積もりが正しいのかもチェックなさっていないという、私はここに大きな問題があるのではないかと思うわけです。この辺についていかがですか。

吉村福祉保健部長 この委員の中には住宅改造するに当たって、どの部分を改造すれば、在宅でやっていけるかといったような、そういう専門的な観点から改造事業を見詰めていただく理学療法士さんとか、作業療法士さんにも入っていただいておりますし、リフォームの必要性といいますが、価格等について特に市としてチェックできる体制ということではございませんが、本市のOBで1級建築士でおられた方についても入っていただいております。そういった一定の歯止めはしているつもりでございますが、ただいま御指摘のような状況につきましては、今後どういう形でこの住宅改造事業を進めていけばいいかにつきましては、ちょっと研究してみたいというふうに思います。

鈴木委員 教えていただきたいんですけども、先ほどおっしゃった消費生活センターに登録している施工協力会といいますが、団体といいますが、幾つあるんですか。また、その名前をおっしゃっていただきたいと思っております。

三木生活文化部長 今消費生活センターの話が出まして、住宅相談のことでお尋ねでございますけれども、消費生活センターでは、いわゆる市民の方々がこの住宅改造するときに相談をしたい、どういう方法がいいのか、どこにどういう方がいらっしゃるだろうというようなことの相談を受ける窓口でございます、消費生活センターにこういった業者の方々が登録をしているということではございませんので申し上げたいと思います。

鈴木委員 現実に3団体が消費生活センターの方にお話がありまして、消費生活センターの方ではこの3団体に御紹介申し上げているというふうに認識しているんですけども、これは民生の方でそのことについてはつかんでおられると思いますので、お答え願いたいと思います。

吉村福祉保健部長 ただいま委員からお示しがございましたように、3団体ございます。名称をお尋ねだったでしょうか。大建労住宅建設センターが5業者、それから枚方交野民商建設協同センターが8業者、それから枚方市住宅センターが5業者というふうになっております。

鈴木委員 重ねてお尋ねしますけれども、この3団体の代表者の方がこの検討委員会の委員になっているわけです。これは間違いのないわけです。先ほど私は、庁舎周辺整備事業でお尋ね申し上げました。担当部の方ではそういった直接施工するゼネコンといいますが、業者については当然公平性からすると入ってはならないという話が都市整備ですか、庁舎周辺の方の担当部ではそういうふうな御答弁がありました。私はそれからすると、同じ行政であって、このモデル事業の検討委員会にそういった方が入っているということについては、大きな問題があると思います。このことについて御答弁願いたいと思います。

吉村福祉保健部長 この住宅相談の協力団体連合会につきましては、消費者の立場から消費生活センターでいろいろと住宅の問題について相談を受けていただいている、そういう協力団体ということで、その連合会から1名入っていただいているというのが現状でございます。問題があるという御指摘でございますが、改造工事そのものが極めて少額でもあるといったようなこともございますし、日ごろいろいろと相談を受けていただいている点等をアドバイスしていただけたらいいということから入っていただいているということでございます。基本的には先ほど申し上げましたように、改造される御本人に決めていただくということでございますが、現行の住宅相談協力団体との協定でいいのかどうかということについては、今後関係者と協議してまいりたいと思います。

鈴木委員 検討委員会にそういった施工業者の方が入っていることそのものがおかしいと思いませんか。本来、本庁のそういったわずかな建設工事でも入札制度というのがありまして、少しでも安くして、できるだけ手厚く幅広い人に使ってもらうのが、この助成制度だと思うんですよ。僕は何もそういった形でその方が不当に高い見積もりを出しているとは言いませんけれども、ただそういったことを決める機関に、そういった施工業者の方が入っているというのは、やはり僕はどこから見ても誤解を招くということを言っているのでありまして、そうであれば、先ほどの庁舎周辺整備だってそうおっしゃっているわけですから、僕はふさわしくないと言っているわけです。そのことについての御答弁を願いたいと思います。

吉村福祉保健部長 先ほどもお答えいたしましたように、消費者の立場に立っているいろいろと住宅の問題について相談を受け、アドバイスをしていただいている方ということで、事業を委託しております社会福祉協議会が要綱を定めてお願いをしているという状況でございますが、委員の御指摘もございますので、受託者の社会福祉協議会とよく相談をしたいというふうに思います。

鈴木委員 よろしくお願いをいたします。

それから、ちょっと時間もたってきましたので、次は衛生費につきましてお尋ねいたしたいと思います。307ページの塵芥処理費につきまして、この中でことし新しい事業といたしまして、再生資源集団回収報償金制度ができて、これは昨年6月16日に枚方市の市民団体であります資源再利用推進会議の西禁野2丁目の西内富男さんが会長でありますけれども、この方の238団体のそういった古紙回収の助成金制度の要望ということがあります、これを受けて本当に短期間でこういった形の実現となったわけでありまして、こういう機会でございますけれども、西内さんの方から市長並びに島田環境事業部長、また井戸第一事業所長、また減量推進課に対してお礼を言ってくださいというコメントがありましたので、この場をかりましてそういった形のお礼を申

上げたいと思います。

それとあわせて、289ページにあります飼犬不妊手術費助成制度について御質問いたしたいと思います。今回の予算委員会でも和泉委員や三木委員の方からも話がありましたけれども、この手続につきまして若干御質問申し上げたいと思います。その手続の方法と208万円の予算算出の根拠についての2点について御説明したいと思います。

島田環境事業部長 不妊手術の助成制度につきましての手続でございますけれども、用紙を獣医師さん、本市には22名おられまして、14名の方が医師会に属しておられまして、8名の方は入っておられないと、こういう形態でございます。その獣医師さんの窓口申請用紙を置きまして、獣医師さんの証明をもって本市の方に来ていただく。いろいろ制約はございますけれども、それを認定いたしまして、振り込みで助成してまいりたいというふうに考えております。

額の208万円のことなのですが、歳入で79ページにございますのですが、大阪府から交付金を560万円ちょうだいいたしまして、この内容は犬の注射、あるいは登録等について大阪府から助成していただいている額が560万円でございます、そのうちの208万円をこの助成制度に充てたいと。大阪府下の通達でもございますが、第7号でそのように狂犬病予防法の目的に資するようという要望も来ておりますので、これを充てさせていただきますというふうに思っております。

なお、このことにつきましては、獣医師会についてはおおむね了としていただいておりますけれども、詳細な事務的手続等についてはまだしておりませんので、今後詰めていきたい。さらには会員外の獣医師さんにつきましても、まだ時間がかかりますので、しばらくは当面説明し、了解を得てまいりたいというふうに考えております。

鈴木委員 当然この助成につきましては獣医師さんとの連携を密にしなければいけないわけですから、当然枚方市の助成のやりとりにつきましては獣医師さんの承認といいますが、そういった形で市民が入るとい、こういうふうな手続になると思うんですけども、問題は獣医師会との話し合いが、今回平成6年度に208万円の予算を上げられましたけれども、獣医師会とのそういった話し合いといいますが、連携というものがまだ完璧についてないような部長の答弁でございましたけれども、その辺につきまして具体的に説明できるのであれば、御説明したいと思います。

島田環境事業部長 委員の仰せのとおり、この施行についてはおおむね了としてちょうだいいたしておりますが、事務手続あるいは会員の中でも異論が出ておる場合もございますし、会員外の方もございますので、今後さらに獣医師会の皆さん方、あるいは会員外の皆様方とともにこの趣旨を理解し、説明を求めてまいりたいというふうに思っております。

鈴木委員 昨日、枚方市の獣医師会の増田さんという会長さんとお話する機会がありましてお話をさせていただきました。今回のこの枚方市飼犬不妊手術費の助成に関する要綱という中に、飼犬の管理及び保護についての意識の向上ということの目的があります。実際の獣医師さんからの視点から見ますと、決して動物、犬の愛護といいますが、保護という観点からすると避妊だけではないという、多くの飼主のマナーであるとか、管理の仕方であるとか、もっともっと行政が手を差し伸べるのであれば、いろんな意見がありますと。そういった意見を話をさせていただきたいということを再三再四申し上げておりましたけれども、今になってもさせていただいておりませんというような話が実はありまして、今回必ずこの助成を実行しようと思えば、獣医師会の協力がなければできないわけでありまして、そういった形の話がついてない段階で、こうして予算を上げてこられまして、獣医師会の増田会長もどうしてそんなに急いでなさるんですかというような話がありまして、十分な話をする機会がありませんというようなコメントがありました。このことについてはどういふふうに御認識なさっているか、お尋ねしたいと思います。

島田環境事業部長 委員仰せのとおり獣医師会とも再々にわたって今日までまいったわけなんですけど、まだ十分理解、あるいは説明、あるいはその他の件についても要望もございますので、今後連携を密にし、獣医師会さんの方々の御意見もちょうだいし、この施行については十分理解を求めて進めてまいりたいと思います。ただ、先ほど三木委員からもモラル、あるいはマナーの点についてもいろいろございましたので、広報紙を通じて市民

のモラル、あるいはマナーの向上も図りながら努めてまいりたいというふうに思っております。

鈴木委員 枚方市の獣医師会の方では、不妊去勢手術ということで、独自で優待券を発行しておられまして、大体不妊手術で2万5,000円かかるんですけれども、2万600円助成をなさっておりますし、去勢についても1万3,390円の助成をなさっております。年間に大体20匹ぐらいの助成をなさっているということで、あと負担につきましては、獣医師会の方で負担いたしております。こういった形で不妊について協力できるものにつきましては、獣医師会といたしましても、財政的に可能な限り応援したいという形でおっしゃっておりますし、ただその前提で不妊即そういった形での愛護ではないということは、行政も知っていただきたいと強くおっしゃっておられましたし、また特に今回のこのお年寄りの敬老金を廃止するというので、お年寄りの福祉をなくして、市民の方もなぜ犬の福祉に力を枚方市が入れるねんと、こういう意見も出ていることも事実でございますし、また獣医師会とのそういった密な手続上の話し合いもできてないようでございますので、それがはっきりするまで、めどが付くまで、話し合いが付くまでこの執行については見合わすような形でいいわけですか。再度お尋ねいたしたいと思います。

島田環境事業部長 当然協力していただく獣医師さんの理解がなければならぬわけでございますので、十分説明し、理解を得るまでしばらく慎重に取り扱ってまいりたいというふうに思っております。

鈴木委員 続きまして、教育費につきましてお尋ね申し上げたいと思います。時間がありませんので、急いでやりたいと思います。資料請求もいたしておりますので、かいつまんで御質問申し上げたいと思います。

1つは、学校教育につきまして、御質問申し上げたいと思います。実は、言葉は不適切でございますが、学校の先生にはいろんな先生がおられまして、あえて欠陥先生と申し上げたい。これだけ枚方市の学校の先生のいろんな苦情の手紙が来ていまして、ちょっと御紹介申し上げたいんですが、これは父兄の手紙なんです。勉強や体育などがよくできる子に対しては褒めて、できない子に対しては強く叱る、授業中におしゃべりしていても、秀才タイプの子に対しては何も言わずに、私たちばかりに注意してくるといふ、特におとなしく勉強が遅れがちなAさんに対しては何かにつけ厳しく当たっているという、私たちが先生にかわいそうや、そんなにきつく言わんといって言うと、先生は言い返してくると。特に体育の授業で小柄なBさんが2人組になっておんぶするときにできなくて、なぜでけへんのやと言ってきつく叱り、足を叩くそうです。他のクラスの先生がもういいじゃないですかというふうにしめに入る状態です。Mという先生は今度頑張ろうねと逆に激励してくれたと。ほかにも飛び箱をするときに、女の子のお尻をさわると。また、授業に関しては図形を書くのに何回も書き直して時間がかかると。国語の時間は本読みが間違いが多く、片仮名がすらすらと読めないと、子供たちはその先生が何回間違えるか毎回数えていますと、最高7ページで65回間違っていましたと。こういう先生に私たちの子供を預けていいのでしょうかと言われまして、これだけあるんですよ、先生の分が、読めば時間ありませんから、これだけ来ています。こういった欠陥先生という表現は不適切かもしれませんが、そういった性質の先生が枚方市の先生で何人おられるのか。学校教育部の方でつかんでおられるはずですから、お答え願いたいと思います。

山本学校教育部長 今、保護者の方から手紙をいただいて、勉強ができない子、また遅れている子に対してそんな教師もいるということでお話がありました。お尋ねの欠陥先生、これ欠陥というのは何を欠陥とするかというのは非常に難しいところなんですけれども、現在、小学校、中学校合わせて教職員は2,000人おります。その中で確かにいろいろ保護者の方からいろんな苦情をいただくとか、こういう先生がいることも事実であります。しかし、大多数の先生はやはり一生懸命に勉強を教え、できない子にも、できるようにということで頑張っているのが実情であります。今何人ということでおっしゃられましたけれども、ちょっとその基準等がはっきりしないということもありますので、今、人数をどうこう言うことはできないと思います。以上でございます。

鈴木委員 学校の先生というのは本来のそういった教育をなさるのがあれですけども、子供たちも、親からもそういう指摘されるという先生がおられることも事実ですし、字が読めないという先生がおられることについて、私は最高学府を出た方が教師なわけで、字が読めないという、これ冗談かどうか知りませんが、地球という字があります。地面の地と英語のQで、これで地Qと書くというふうにご教授されている先生がおられるそうでございます。そんなものが正々堂々と通っているという話があることも事実なんです。私はこういった先生を私

は総称して欠陥と申し上げているわけです。こういった先生に対してどのような学校教育部として指導をなさっているのかということについてお尋ねしたいと思います。

山本学校教育部長 教師のいろんな指導法、それから研修につきましては、教育文化センターにおいてもさまざまな研修をしております。それから、各学校におきましては校内研修を中心に教師の力量を高めるための研修が行われているのも事実であります。先ほど具体的に地球を地面の地と、英語のQで地Qと、これも確かにそんなことも私の方も鈴木委員と話をしたことを覚えておりますが、そんな先生が確かにおこなうことも事実であります。指導主事はその学校に入って、その授業に直接指導するという場合もございます。これは学校長の方から要請があって、そして指導主事が行くという場合もございます。

鈴木委員 ある学校で現実なんですけれども、その先生が授業すると生徒がわかれへんので、校長先生が教室の後ろに立ってその先生を指導しているという、こういうのもあることは事実なんです。僕は枚方市の学校の先生にそんな方がおられるということで、本当に心外でございますし、たまたま数名だと思えますけれども、そういった方に当たった子供たちというのは、本当に不幸でございます。こういった方についてはどうしているという、ほんまに担任を外してほしいというのが切実な願いでございます。そういった方については教育文化センターの1室にずっとおっていただくと、教育委員会に持ってこられてもいろんな弊害も出ましようし、そういった根本的な対策をすべきときと違うかというふうに思います。そういった学校教育の1つの指導性。

もう1つの違う観点から言いますと、資料請求してましたコンポストの問題です。これは去年の9月に環境事業部の方から小学校の環境教育という視点からコンポストを全校に2つずつ配布されました。僕はある学校に行ったときに、そのコンポストが倉庫になおしてあるわけで、子供たちはこれは何であろうという話がありまして、これは飛び箱であろうかというふうな話もありまして、私はそれを見たときに、どういうふうな形になっているのかということで、実は昨年はずっと全47校のPTAに個人的に頼みまして、実態を把握しました。重ねて今回この予算委員会ということで、私は教育委員会の方に各47校のコンポストの活用状況についてどうなっているかお尋ねをいたしましたところ、実態はわかりませんということで、その時点で調査をしていただきました。その出たのが今手元にあります47校の数字でございます。これだけ見ますと、去年の9月に設置をされたということで、実態につきましては、活用度合いについての御質問もしたんですけれども、このことについては資料には出ていません。出さなかったんだと思います。実態につきましてはほとんどの学校がコンポストについて、利用を十分に活用ができていないというふうに思うんですけれども、もし反論があるんでございましたら、御答弁を願いたいと思います。

山本学校教育部長 これは実際に校長先生、また教頭先生なりに各学校の活用状況というのを電話で、これも確かに私どもが見て、そして実際調べてということじゃないんですけれども、調べておりますのは、十分活用されているというのが、47校の小学校がありますけれども、24校、それから活用しているというのが17校、それからほとんど活用していないというのが1校、それから4月から活用していくということで、現在まだ設置してないのが5校というのが今の状況です。ただ、これが活用とか、十分活用とか、そこのはっきりした区分がなかなかできないところなんですけれども、現在のところはそういう状況です。

それから、私はきょうある小学校の卒業式に朝出かけましたけれども、ちょうど式が始まる前に行っていましたので、コンポストの状況のある学校で見せてもらったんですけれども、これは飼育小屋の横に1つが置いてあって、そこには飼育の残菜が出たり、ふんが出たりするものをその中に入れて、そして発酵させておられるという状況、これは十分活用されている状況だと思いますけれども、すべての学校がそんな状況であるとは私も思いませんけれども、反論ということはないんですけれども、そんな状況でございます。

鈴木委員 要するに、今回コンポストを去年9月に置かれまして、半年たちまして、これは何もそういったコンポストを置いて学校で使えという意味でなしに、環境教育という観点から環境事業部が学校教育の一環としてということで置かれたはずなんです。そうなってくると、いろんな今回実態を見させてもらいましたけれども、学校に聞きますと、これは環境事業部から持ってきたものだという認識の学校が大半なんです。教育委員会からもそういった指示は来ておりませんという。私は、これは教育長にお尋ね申し上げたいんですけれども、同じそういった形でいいことで環境事業部がなさって、それを6カ月間教育委員会の教育長さんがそういった指導の

もとでなさっておられれば、もっと早い時期に活用方法だってあったはずですし、教育委員会からは学校に対してこういうような環境教育で使うんですよというマニュアルも当然出されてなかったと思いますし、学校現場としては大変取り扱いに困っているということが僕は現実だと思えます。

そういった意味で、本来のそういった環境教育というのは、この委員会でもいろんな各委員さんから話がありましたので、僕は大変そういった意味では教育委員会のそういう指導性といいますか、そういったものが先ほどの欠陥先生のこともそうですし、もう少し教育委員会としての明確な方向性というようなものが、僕はやっぱり欠落、欠落という言葉は不適切ですけども、少しよくないんじゃないかなと思えますですけども、その辺ちょっと御意見をお伺いしたいと思います。

家高教育長 環境教育につきましては、委員御指摘のように今の地球環境の状況、生活実態の状況等々から基本的に生活の在り方を考え直す観点から非常に重要なものだというふうに思っております。そういった点で昨年にコンポストが設置されたんですが、平成5年8月付けで参考資料として各学校に「コンポスト設置について」という2枚の文書を渡しております。内容は小学校における環境教育に関する教科と学習内容。それから、環境教育とコンポストとのかかわり。3つ目が日常の学習活動とコンポスト等6点にわたってマニュアル的に書いた文書でございます、それに基づいて各学校で適切に利用しているものというふうに考えておったわけですが、今回の調査でわかりましたことは、部長も申し上げましたように、まだ5校で収納中と、新学期から使うと。10校で1基しか使ってないというような状況がわかりましたので、早々にひとつ指導を強化したいというふうに考えております。

鈴木委員 それでは最後に、区民体育祭につきまして、これも同じことなんですけれども、事前に指導課の方で調べてもらったんですけども、小倉小学校なんていうのは16名も学校の先生がこの区民体育祭に参加されて一緒に市民の方とやっておられるということ。学校開放という観点は、今の考え方というのはハード面が先行しているんです。教室の開放とか、体育館の開放とか、施設そのものの学校開放という観点が多いんですけども、学校の先生というマンパワーの開放といいますか、それぞれの地域の皆様方とのそういう接点というのは、学校の先生のお持ちのノウハウという言葉はちょっと難しいかもしれませんが、そういった体育にしても、放送にしてもいろんな形でいろんなノウハウをお持ちのおられるわけですから、区民体育祭なんかにどんどんそういった形で学校の先生が出られれば地元との密着にもなりますし、本来の学校開放という視点、海外へ行きますと全部そうなんです。学校の先生が表へ出ていくという、そういうような流れになっていまして、日本の場合はまだ施設だけの開放という観点が強いんですけども。

そういうようなことで地元の学校長とか、教頭先生と話をしますと、学校長や教頭先生が自分の学校の先生に来週あるから出てくれよということが言われへんという雰囲気があるということも実は皆さん方よく御存じだと思いますし、何でやねんという、僕ら民間育ちからしますと、学校長、教頭、そういう流れで命令系統があると思えますけれども、なかなかそうじゃないということで、これを見ますと47校あって、区民体育祭をしてないところについては6校ありますけれども、実際は校長先生、教頭先生が全部出て、あと1人か2人程度というのが17校もあるわけですから、学校長、教頭が立場で出ておられるという、本来のそういった地域とのそういう接点からすると、出ておられないということで、これは学校長さん、教頭さんが管理者として立場が弱いのか、もしくは教育委員会がそういう指導をなさっていないのか、ちょっと僕もよく理解できへんので、教育長にどういふふうな観点で理解させてもらいたいのか、お尋ねしたいと思います。

家高教育長 基本的に学校というのは地域、家庭あつての学校でございますから、やはりでき得る限り地域のいろいろ行事に参加をするというのが基本的な観点でございます。そういった点で区民体育祭については、これまでもいろいろ論議がありまして、そういう中でひとつ校長会等々できるだけ教職員は参加するようにということも申してきております。また、教職員の中には体育指導員ということで、やはり10校を超える学校から教職員が地域の市民スポーツ振興ということで参加もしております。今後も委員御指摘の区民体育祭等についての教職員の参加については、でき得る限りひとつ参加するということが指導してまいりたい。

教職員も日曜等は休日だからということでのいろいろ管理職が言いにくい面もあるかと思えますけれども、それはそれとしてやはり地域あつての学校でございますので、そういった観点から自分たちの日常的な活動、地域に対する活動を見直すように改めて指導したいと、こういうふうに考えております。

鈴木委員 以上で終わります。御苦労さまでございました。ありがとうございます。